

掘削等について（参考資料）

- ◎ この資料は、海岸法第8条の規定による「海岸保全区域における掘削（盛土、切土その他の制限行為）の申請書」の作成参考資料です。
 - ◎ 技術的に考慮すべき事項は、原則、技術管理課の審査担当（土木）が担当しますが、必要な場合は建築の担当者が担当する場合があります。
 - ◎ 申請書の用紙は、東京都港湾局ホームページ「ビジネス利用」海岸保全区域の許認可事務に関する申請書ダウンロードサービスを御利用ください。
<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/business/user/download/e02.html>
 - ◎ 当課において渡した護岸等の資料は、現地と異なる場合がありますので、必ず現地と照合してください。
 - ◎ 図面類の作成方法については、本資料内の作成例を参照してください。
 - ◎ 所定の申請書類の（案）が揃ったら下記担当まで提出願います。
- ※ 打合せは、原則メールでのやりとりとなります。

（申請に関するお問合せ）

東京都港湾局 港湾経営部 経営課 指導担当

電話 03-5320-5551（ダイヤルイン）

東京都新宿区西新宿2-8-1 〒163-8001

第二本庁舎8階・南側

第4号様式

「海岸保全区域における掘削（盛土、切土その他の制限行為）の許可申請書」記載要領

掘削（盛土、切土等）の目的	建物解体、地盤調査、新築…etc の目的を記入
掘削（盛土、切土等）の内容	掘削等の工事内容を記入
掘削（盛土、切土等）の期間	海岸保全区域又は港湾隣接地域内の工期を記入
掘削（盛土、切土等）の場所	
掘削（盛土、切土等）の方法	掘削等の工事方法を記入
添付図書	概要・位置図、平面図・立面図等・護岸建物関連図…etc) 目次をつける場合は「目次のとおり」で可

- ◎ 申請者 施主とする（案の段階では押印不要）
- ◎ 連絡先/担当者 会社名・設計担当者・電話番号を記入
- ◎ 申請者連絡先 工事完了後も連絡がとれるよう申請者の連絡先を記入

（記入例）

掘削（盛土、切土等）の目的	既存建物基礎撤去
掘削（盛土、切土等）の内容	基礎撤去 掘削深度○. ○m、杭撤去○. ○m
掘削（盛土、切土等）の期間	許可日から 令和5年11月30日まで
掘削（盛土、切土等）の場所	港区港南○丁目○番○号
掘削（盛土、切土等）の方法	山留シールドパイルSP打設、重機による解体 オールケーシング工法による既存杭撤去
添付図書	目次のとおり
連絡者/担当者	ポート企画株式会社 建築設計部 東京 太郎 TEL 03(5321)1111 内線 43-555
申請者連絡先	○×開発株式会社 不動産事業部 港湾 花子 TEL 03(5320)5551 内線 43-261

添付図書作成要領

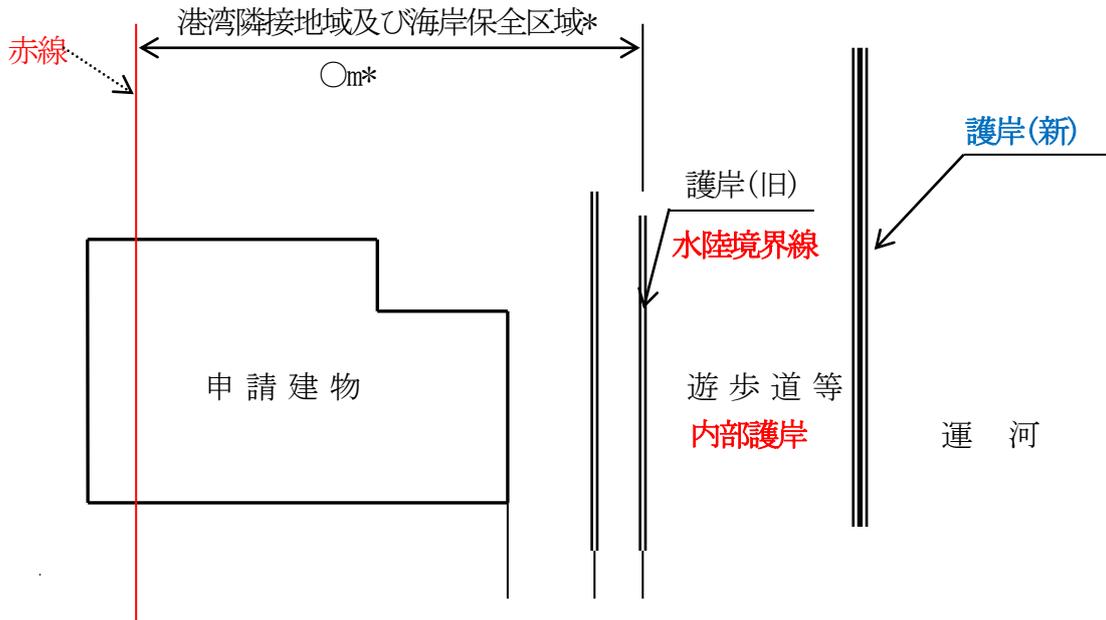
0 目次	本作成要領に対応させること 目次にあわせて、インデックスを各項目に付けること
1 概要・位置図	場所が特定できるよう広域、詳細位置図を添付 目次に合わせて、インデックスを各項目につけること。
2 平面図・立面図・杭伏図・杭基礎伏図	① 図面はA3サイズとする。 ② 港湾隣接地域・海岸保全区域を赤線で図示(規制幅を明示) ③ 境界・護岸の位置及び建物との離れを図示 ④ 標高はすべて A.P. で表示
3 護岸建物関連図	① 図面はA3サイズとする。 ② 既設護岸の形状・寸法・天端高を図示(要点のみ表示) ③ 解体する構築物の断面及び境界・護岸との離れを図示(護岸に最も接する地点・基礎も含む) ④ 前面海底地盤高(護岸際)・現地盤高・計画地盤高及び切盛土を図示 ⑤ 標高は全て A. P. で表示
4 護岸の現況写真	前面からの護岸の形状・背後の状況がわかるもの
5 工程表	① 申請書の施工期間と一致させること。 ② 余裕日数を含んだもの(準備・後片付け等を含む)
6 仮設計画書	① 仮設の検討(撤去時の掘削方法—土留、開削等) ・山留計画図(平面、断面、構造) 構造計算書(変位量) (護岸との関連や撤去の有無も明示) ② 足場計画図(1㎡当たりの重量の算出を含む) ③ 防護シート
7 その他	① 施工要領書 (施工フロー、施工方法等を記載) ② 施工時の護岸への影響検討及び対策(養生方法等) ・使用機材一覧表(建設機械の荷重計算(㎡当たり)) ・機械の仕様がわかる資料(カタログのコピー) ・機械の配置図 ・護岸の安定検討書(必要に応じ) (滑動、転倒、沈下、円弧すべり等) ※護岸の安定検討書はP10を参照

■上記添付図書は、主に建物の解体工事を想定しています。
 地盤調査の場合は、上記添付図書から必要な書類を添付していただきます。

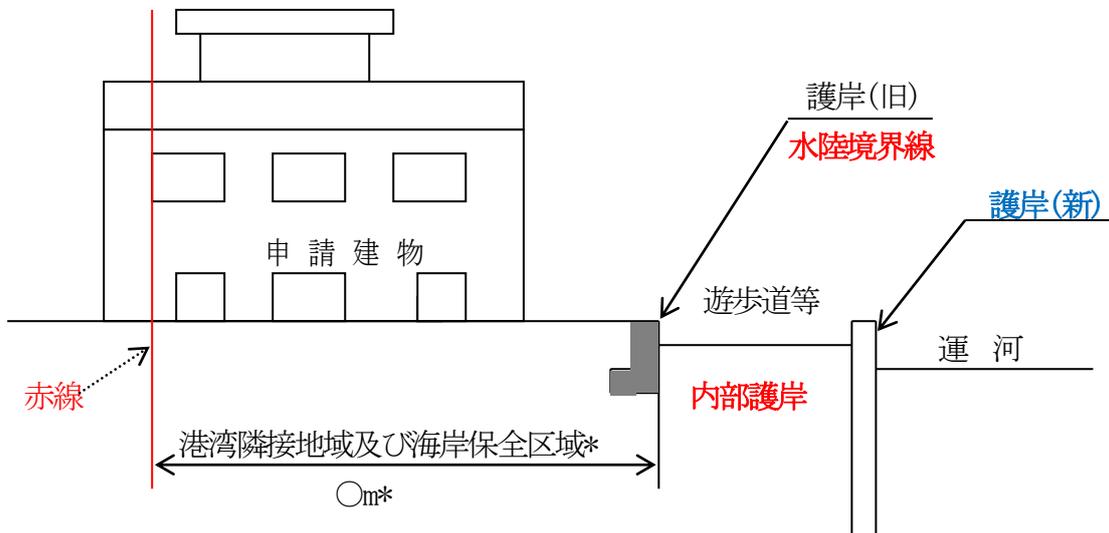
平面・立面図(添付図書2)記載例

【平面図】

*当該申請に係る規制名及び規制m数を入れる



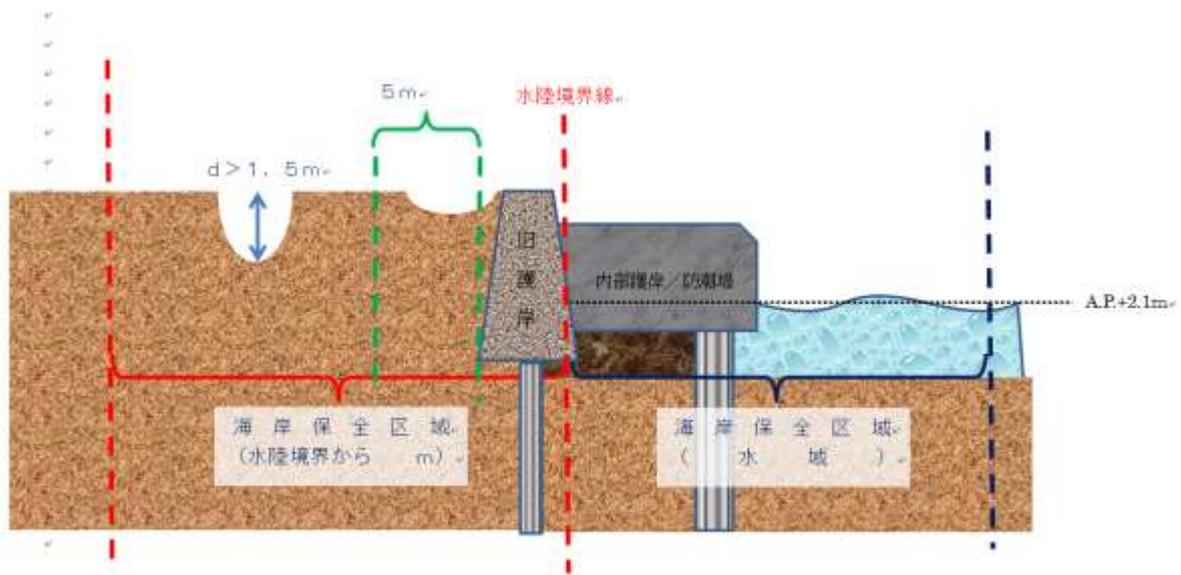
【立面図】



※ 注意 敷地境界と水陸境界が、同一の場合もあります。

港湾隣接地域及び海岸保全区域の規制幅を赤線で明示ください。

海岸保全区域の規制 (海岸法)



- 海岸保全区域内(水陸境界線から m ※)において、
建物解体、地盤調査、構築物又は埋設物設置その他による
地表から深さが1.5mを超える土地の掘削又は切土には許可が必要です。

※場所によって異なります。
- ただし、海岸保全区施設(護岸構造物等)から5.0m以内の場所については、
深さにかかわらず許可が必要です。

護岸建物関連断面図(添付図書3)作成要領

1. 一般事項

- (1) 護岸・建物関連断面図は、護岸と建物又は掘削範囲等が最も接近した部分の断面とする。
なお、申請敷地内の護岸構造が数タイプある場合は、そのタイプごとに作図する。
- (2) 護岸構造は、申請者等が保存している図面を現地で確認して、正確に作図する。
- (3) 護岸構造が不明の場合は、試掘等により護岸構造を調査して、正確に作図する。
- (4) 護岸天端高、地盤高、水深等は、「A. P. 」表示で行い、必要に応じて掘削深さ等も記載する。
- (5) 「護岸の新設工事・改良工事・前面工事」の護岸天端高、地盤高、水深等は、当局等の基準点より引照して決定する。
- (6) 「護岸の背面工事」の護岸天端高、地盤高、水深等は、潮位等により決定してよい。
- (7) 護岸法線と敷地境界線との関係を断面図に記入する。

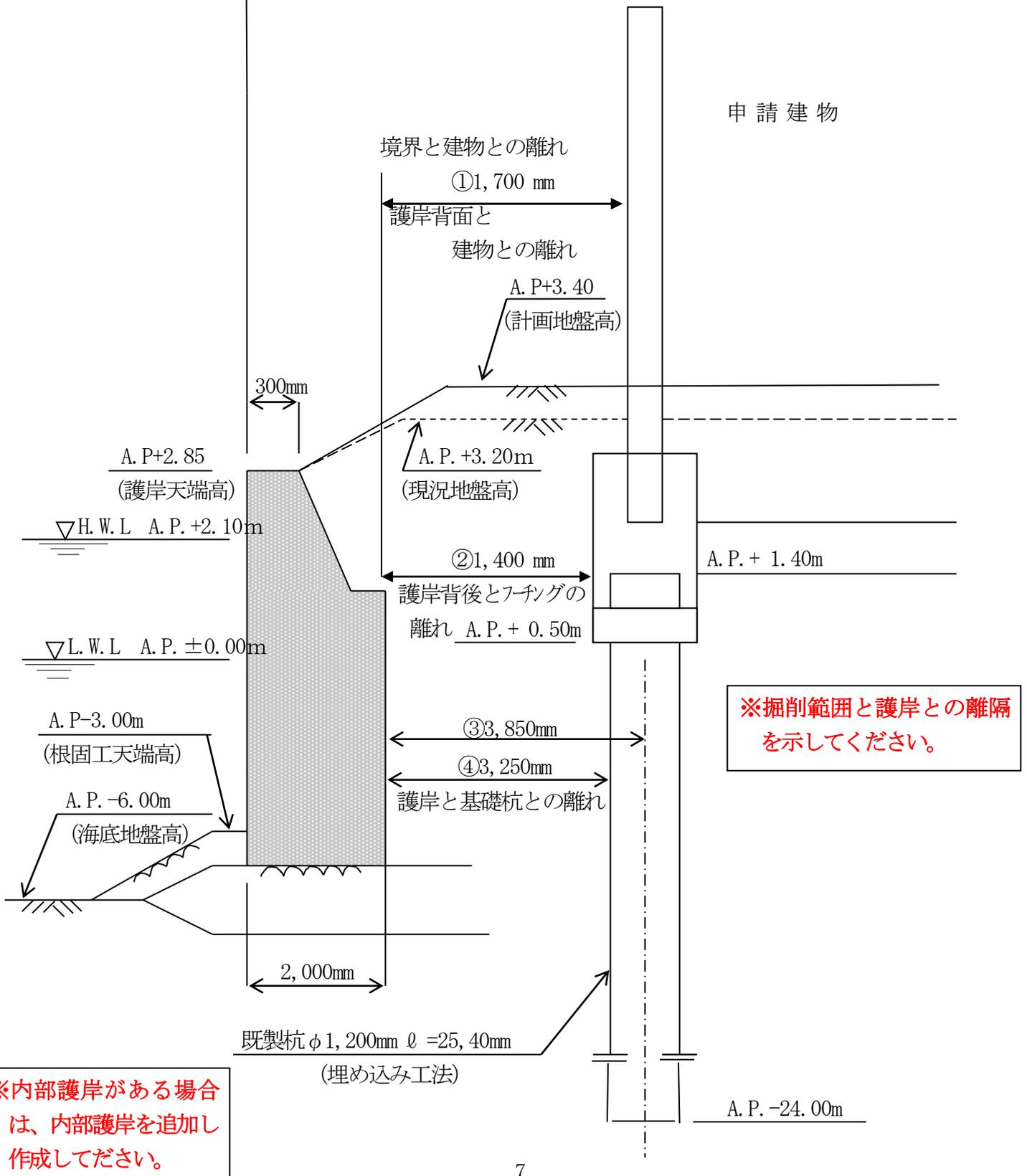
護岸建物関連図 (作成例)

水陸境界線

※ 当該申請に係る規制名及び規制m数を入れる

※ 内容に応じてその他の必要情報も追加する

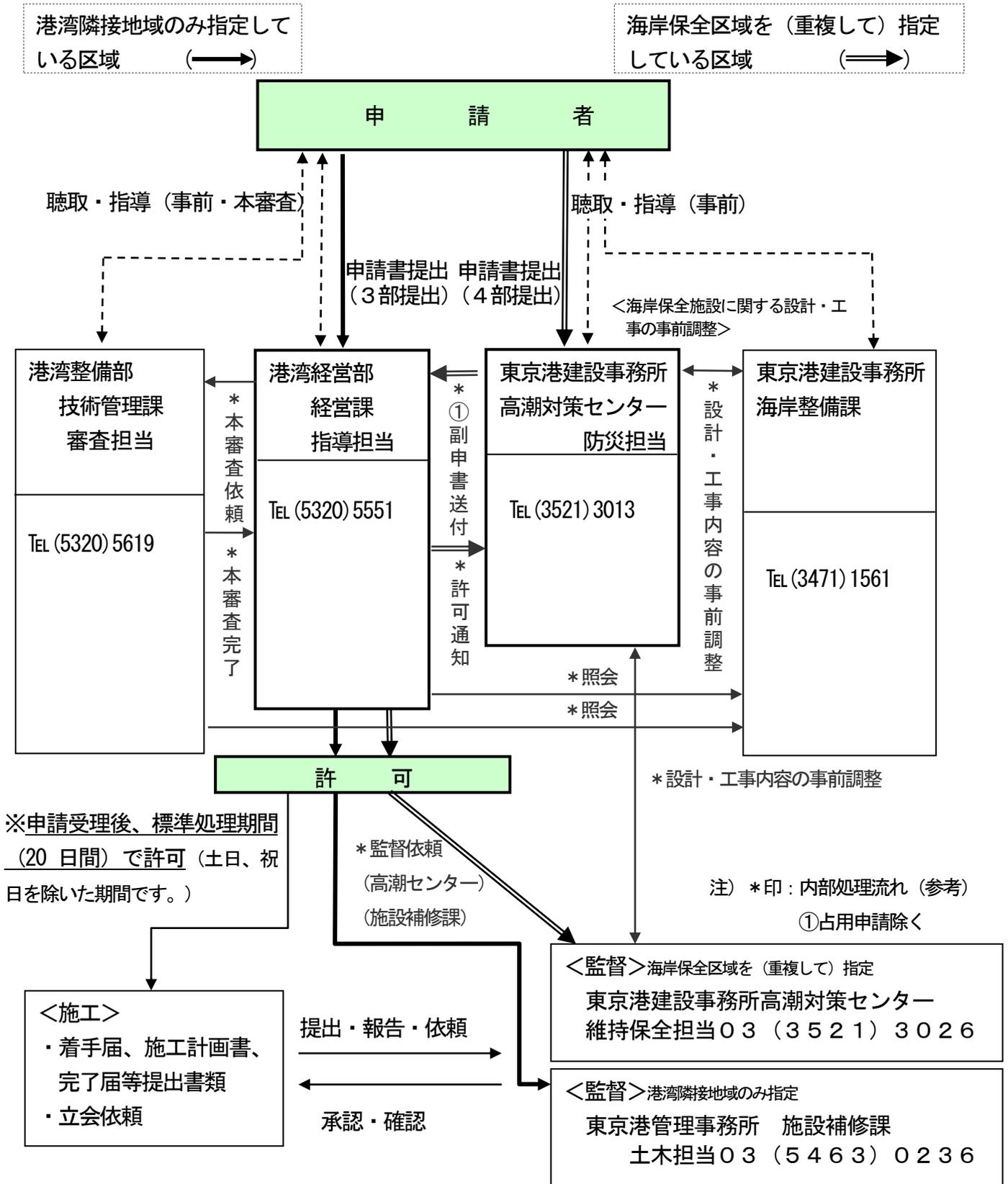
港湾隣接地域及び海岸保全区域 15m



※内部護岸がある場合は、内部護岸を追加し作成してください。

※掘削範囲と護岸との離隔を示してください。

申請手続川頁序 ※ 手続の打合せは、事前に電話等で打合せ日時を確認の上、来庁願います。



※図面はA3版で作成し、A4版に折るものとする。ただし、写真撮影の説明図を除く。申請に当たっては、申請書及び添付図書をフラットファイルで製本し、ファイルの表紙及び背表紙に申請場所、申請件名を記載すること。(テープ可)

案 内 図

◎ 東京港建設事務所高潮対策センター 案内図

江東区辰巳1-1-33

東京メトロ有楽町線 「辰巳駅」下車 徒歩5分



(参考)

港湾の施設の技術上の基準・同解説（上・中・下）

平成30年5月発行

編集 港湾の施設の技術上の基準・同解説（施設編）検討委員会
港湾の施設の技術上の基準・同解説（調査編）検討委員会
監修 国土交通省港湾局
発行 公益社団法人 日本港湾協会
東京都港区赤坂3丁目3番5号 住友生命山王ビル8階
電話03-5549-9575

海岸保全施設の技術上の基準・同解説

平成30年8月発行

編集 全国農地海岸保全協会
公益社団法人 全国漁港漁場協会
一般社団法人 全国海岸協会
公益社団法人 日本港湾協会
編集事務局 一般財団法人 沿岸技術研究センター
発売 全国農地海岸保全協会
東京都千代田区平河町2丁目7番4号 砂防海岸別館4階
電話03-3234-5591

公益社団法人 全国漁港漁場協会
東京都港区赤坂1丁目9番13号 三会堂ビル8階
電話03-5114-9981

一般社団法人 全国海岸協会
東京都港区西新橋2丁目8番17号 平家ビル4階
電話03-3595-6633

公益社団法人 日本港湾協会
東京都港区赤坂3丁目3番5号 住友生命山王ビル8階
電話03-5549-9575